

議案第 45 号

橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(橋本市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後	改正前
(給料表等) 第8条 略	(給料表等) 第8条 略
2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、等級別基準職務表(別表第3及び別表第4)に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度のものとして規則で定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。	2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、等級別基準職務表(別表第3及び別表第4)に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度のものとして規則で定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。
4・5 略 (期末手当の支給の一時差止め) 第19条の3 略	4・5 略 (期末手当の支給の一時差止め) 第19条の3 略
2・3 略	2・3 略
4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した後は、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。	4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
5～8 略 附 則 1～16 略	5～8 略 附 則 1～16 略
17 平成28年4月1日から支給する給与の特例措置 (平成28年4月1日から当分の間(以下「特例期間」という。)においては、第8条第1項第1号に掲げる給料表の適用を受ける職員(ただし、橋本市病院事業に常時勤務する企業職員(以下「病院企業職員」という。))	

を除く。)に対する給料月額額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表に掲げる職務の級の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

職務の級	割合
5級	100分の3
6級	100分の4
7級	100分の5

18 特例期間においては、この条例に基づき支給される給与のうちに掲げる給与(ただし、病院企業職員に支給するものを除く。)の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (2) 地域手当 当該職員の給料月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (3) 第24条第1項から第4項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のアからウまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからウまでに定める額

ア 第24条第1項 前項及び前2号に定める額

イ 第24条第2項又は第3項 前項及び前2号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第24条第4項 前項及び前2号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

19 特例期間においては、第19条第4項、第5項及び第20条第3項中「給料の月額」とあるのは「当該職員の給料月額(附則第13項の規定の適用を受ける職員にあっては、給料月額から附則第13項第1号に定める額に相当する額を減じた額)から給料月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額」と、「地域手当の月額」とあるのは「当該職員の給料月額に対する地域手当の月額から当該職員の給料月額に当該地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額」とする。

20 特例期間においては、第5条、第16条及び第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第6条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、これを1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年橋本市条例第52号)第9条に規定する休日に係る勤務時間数を減じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

21 特例期間においては、附則第13項の規定の適用を受ける職員に対する附則第17項、第18項第2号及び第3号並びに前項の規定の適用については、附則第17項中「給料月額に」とあるのは「給料月額から附則第13項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、附則第18項第2号中「給料月額に對する地域手当の月額」とあるのは「給料月額に對する地域手当の月額から附則第13項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号ア中「前項及び前2号」とあるのは「附則第21項の規定により読み替えられた前項及び前2号」と、同号イ中「前項及び前2号」とあるのは「附則第21項の規定により読み替えられた前項及び前2号」と、同号ウ中「前項及び前号」とあるのは「附則第21項の規定により読み替えられた前項及び前号」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から附則第15項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

22 附則第17項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第3(第8条関係)

行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1級～3級	略
4級	係長及び主任の職務又はこれに相当するものとして規則で定める職務
5級	課長補佐及び副主幹の職務又はこれに相当するものとして規則で定める職務
6級・7級	略

別表第4(第8条関係)

別表第3(第8条関係)
行政職給料表等級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級～3級	略
4級	係長の職務又はこれに相当するものとして規則で定める職務
5級	課長補佐の職務又はこれに相当するものとして規則で定める職務
6級・7級	略

別表第4(第8条関係)

医療職給料表(1)等級別基準職務表	医療職給料表(1)級別標準職務表
略	略
医療職給料表(2)等級別基準職務表	医療職給料表(2)級別標準職務表
略	略
医療職給料表(3)等級別基準職務表	医療職給料表(3)級別標準職務表
略	略

(橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成26年橋本市条例第63号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前								
<p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 平成28年4月1日から当分の間(以下「特例期間」という。)においては、第7条第1項に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、100分の5の割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。</p> <p>3 特例期間においては、第7条第3項中「給料月額」とあるのは、「当該職員の給料月額から給料月額に当該職員の100分の5の割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。</p> <p>4 特例期間においては、第9条第1項に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。</p> <table border="1" data-bbox="1165 1108 1316 2049"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5級</td> <td>100分の3</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>100分の4</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>100分の5</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 特例期間においては、第10条中「給料月額」とあるのは、「当該職員</p>	職務の級	割合	5級	100分の3	6級	100分の4	7級	100分の5	<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>
職務の級	割合								
5級	100分の3								
6級	100分の4								
7級	100分の5								

する額を減じた額」とする。
6. 附則第2項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。